

## 1. 東京都立大学子ども・若者貧困研究センターによる調査結果の考察

本調査の結果に関して、前回調査や他の調査研究に基づく東京都立大学子ども・若者貧困研究センターの考察を以下に掲載する。

### 【前回調査との比較の留意点】

本調査は学校配布・学校回収であるのに対し、前回の平成 29(2017)年調査は郵送配布・回収であったため、本調査の回収率は前回よりも大幅に上昇した(子ども票 31.2%→76.2%、保護者票 31.3%→76.4%)。そのため、今回の調査の方がより正確に八王子市の子どもの実態を表していると考えられるが、本調査の結果と前回調査の結果の比較の際には、回収率の違いによる差も含まれる点は留意する必要がある。

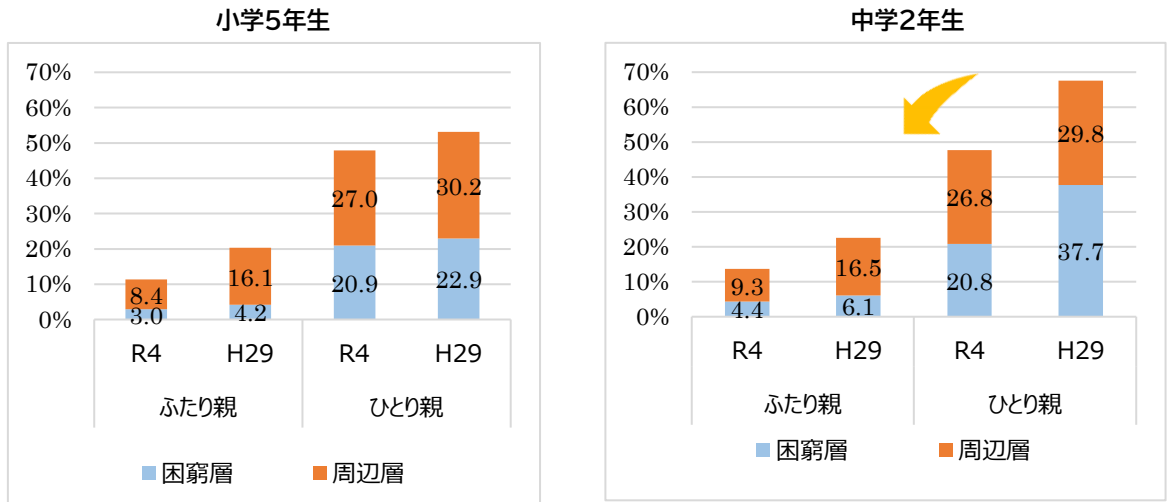
### 【全体考察】

全体的に見ると、八王子市の子どもは前回調査に比べ生活実態は改善しているものの、コロナ禍を挟んで、さまざまな子どもの状況の格差が拡大した傾向がある。例えば、子どもの主観的学力は全体的に今回の方が低くなっており、さらに生活困難層の方が減少幅が大きいため、そもそも存在する格差が拡大している。また、子どもの体験については、体験した子どもの割合がどの層においても大幅に減少しているが、この減少幅についても生活困難層の方が大きい。この背景には、コロナ禍による親の就労・収入への影響も生活困難度が高い層に偏っていたことがあるが、それだけでは説明できず、コロナ禍を挟んだ生活様式や教育現場における変化に生活困難層の方が一般層に比べて対応できていないことがあるのではと考えられる。その一つの帰結として、全国的にみられる不登校の児童・生徒の増加は、本調査でも見られ、懸念される。制度利用については、子ども食堂・フードバンクなどの利用率・認知率が大幅に増加した一方で、コロナ対策として拡充されてきた生活福祉資金、新型コロナウイルスに関連する給付金などの支援策を「知らない」という保護者も未だに一定程度存在し、その割合は生活困難層の方が多い。また、実質的な金銭的困窮の状況にある世帯(国民年金保険料の滞納など)においても、制度の周知度は決して高くない。さらに、家事やケア負担を担う子どもが一定数いることも改めて確認された。

### (1)生活困難度の改善

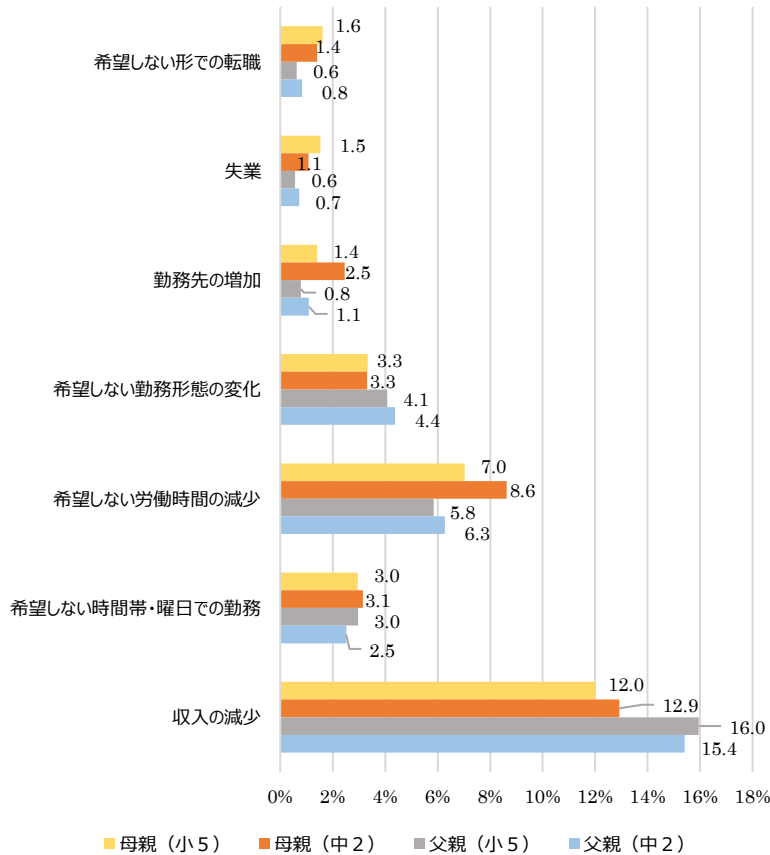
前回調査に比べ、今回調査は、生活困難層の割合が小さくなっている。中学2年生では、ふたり親、ひとり親ともに困窮層、周辺層が減少しているが、小学5年生のひとり親世帯については、生活困難層の割合に殆ど変化がなく、ひとり親世帯については状況が改善したとは言えないであろう。また、前回よりも改善したとは言え、ふたり親世帯の1割以上、ひとり親世帯の4割以上が依然として、困窮層・周辺層であり、経済的な生活困難を抱えていることは大きな課題である。

世帯タイプ別の生活困難度(R4、H29)(図表 3-1-7)

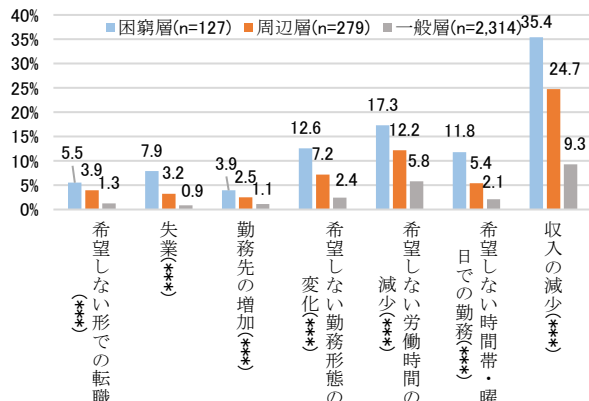


また、コロナ禍によって母親・父親の 12~16%が収入減少を経験している。この割合は困窮層、周辺層、一般層の順に高い。この知見は、コロナ禍の影響について分析した多くの他の調査研究においても確認されており、本調査においても同様の結果である。

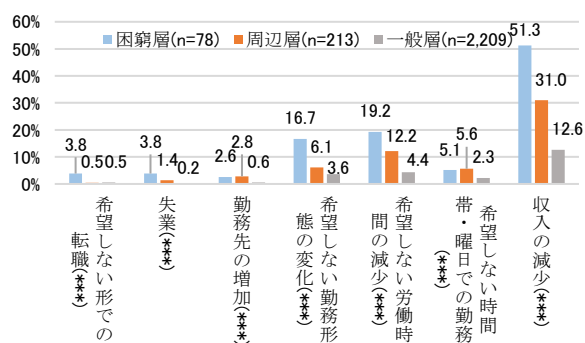
コロナ禍による母親・父親の就労・収入への影響 (図表 3-1-16)



小学5年生 母親の就労・収入 (図表 3-1-17)



小学5年生 父親の就労・収入 (図表 3-1-16)



【考察】

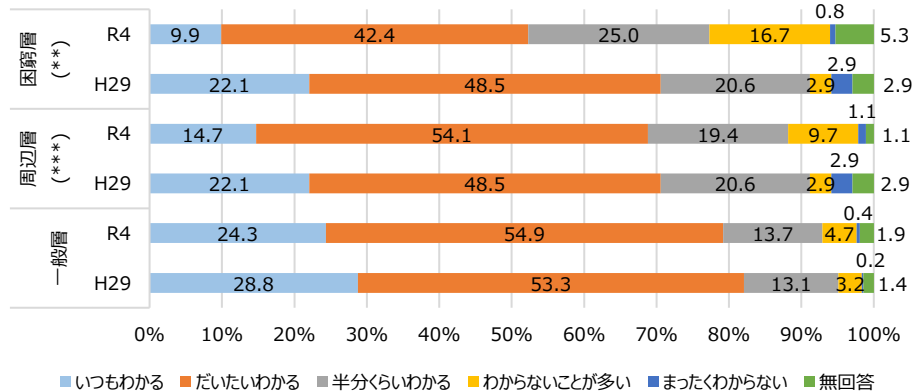
コロナ禍が始まって3年目に入り、コロナ禍初年度(2020 年度)の緊急事態宣言などの急激な経済活動の減速の影響は収まりつつあるように見える。実際に多くの調査においては、2020 年度における雇用や収入などへの悪影響は、政府の支援パッケージもあり懸念されるほど大きくなかったことが報告されている。本調査は、令和4(2022)年 5 月に実施されており、コロナ禍の長期的な影響が一部の世帯において残っているのではという懸念があった。しかしながら、結果として、コロナ禍によって少なくない世帯が何等かの影響を受けたものの、コロナ前の前回調査に比べて生活困難を示す指標がどれも改善していることがわかった。このことは、少なくとも、経済的側面から見ると、八王子市の子どものある世帯においてはコロナ前、もしくはそれ以上の生活水準に戻っていると考えられる。

しかしながら、依然として小学5年生の 15.1%、中学2年生の 17.8%(判別不可を除いた割合)が生活困難層であることは、八王子市において子どもの貧困対策のさらなる充実が不可欠であることを示している。今回の調査は回収率も非常に高く、より正確に八王子市の子どもの状況を表していることを考えると、この数値の意味は大きい。また、後述するように、コロナ後に悪化した指標もいくつか見られ、現状の子どもの貧困対策が決して十分とは言えない状況にあることが示唆される。

(2)学力と学校生活

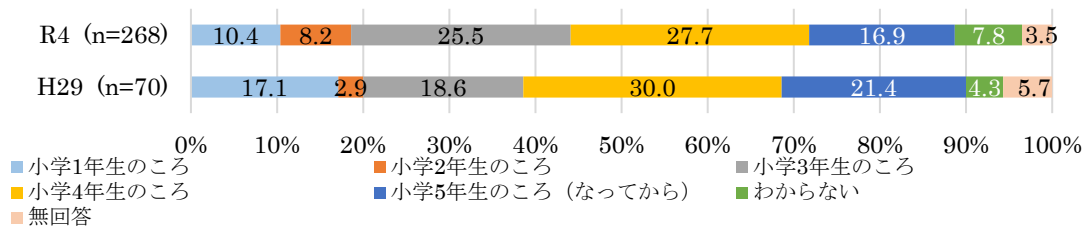
生活困難度が全体的に改善しているにもかかわらず、前回調査に比べて、授業が「わからないことが多い」と答える子どもが多くなり、「いつもわかる」と答える子どもが少なくなった。小学 5 年生においては、「わからないことが多い」の増加は、困窮層・周辺層にて顕著であり、一般層では前回との差は見られない。学力はそもそも生活困難度による格差があるが、その格差が拡大しているといえよう。例えば、「わからないことが多い」と答えた小学 5 年生は、一般層では 3.2%から 4.7%と 1.5 倍に増加しているが、周辺層では 2.9%から 9.7%と 3.3 倍に、困窮層では 2.9%から 16.7%と 5.8 倍になっている。この指標は実際の学力を測定したものではなく、子ども自身が「あなたは、学校の授業がわからないことがありますか。」との問いに回答したものであり主観的なものであるが、子ども自身の評価で「わからないことが多い」が偏在した形で増加していることは懸念される。

授業の理解度（小学5年生）：生活困難度別（図表 4-1-3、前回報告書）

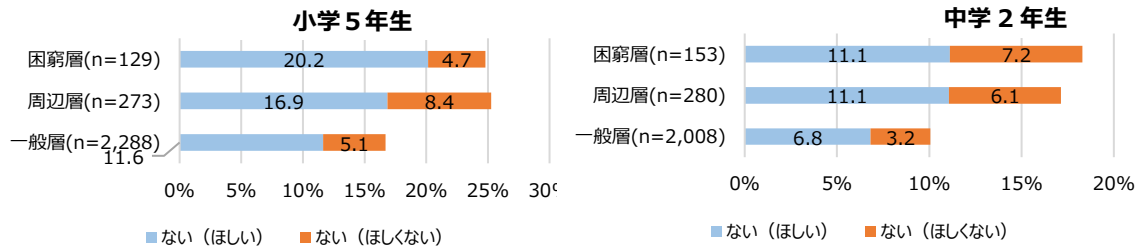


主観的学力の格差の拡大の上昇の要因については本調査から確定することはできない。しかし、いくつかの推測をすることはできる。一つの興味深いデータは、小学5年生の「授業がわからないことが多い」「まったくわからない」と答えた子どもの「授業がわからなくなった時期」の回答において、前回調査より多くなったのが「小学3年生のころ」であり、新型コロナウイルス感染症の拡大の初年(2020年度)と重なることである。コロナ禍の臨時休校や学習スタイルの変化が、学力格差の拡大を促した可能性が示唆される。例えば、インターネットにつながるパソコンの所有率が全体的に増加している中で、以前はなかった生活困難度別の差が生じていることなど、ITの活用など学習方法の変化に関連している可能性もあろう。

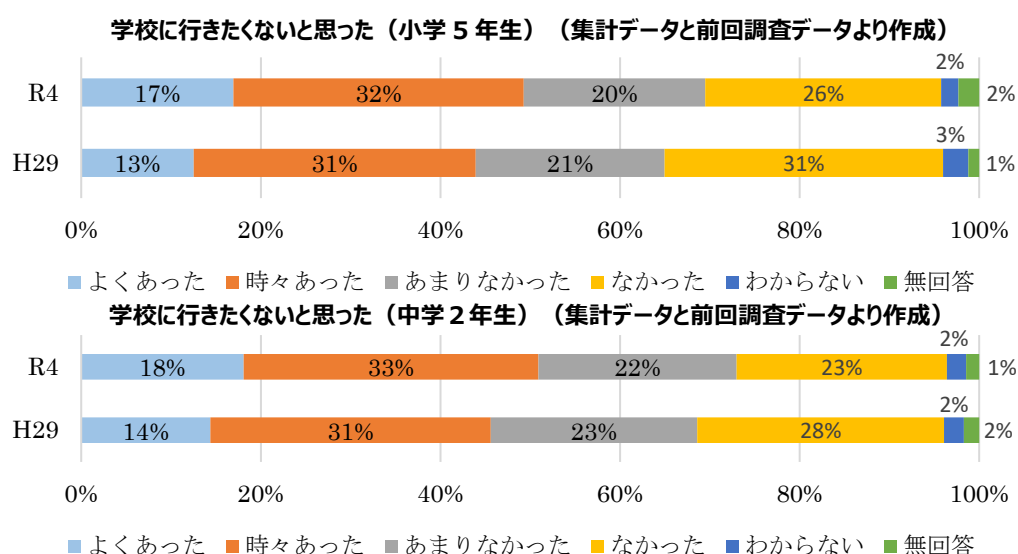
授業がわからなくなった時期（小学5年生）（図表 4-1-7）



自宅でインターネットにつながるパソコンがない割合：生活困難度別（図表 4-3-21、4-3-22）



また、そのような勉強の側面のほかにも、学校生活そのものから距離を置く子どもが増加していることが推測される。全国的にも令和 2 年度から、不登校数が急増しており(文部科学省「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」)、この傾向は本調査の項目からも確認できる。「1か月以上学校を休んだ(病気の時をのぞく)」ことの頻度についての回答は、前回調査から殆ど変わりがないものの、「学校に行きたくないと思った」ことが「よくあった」小学 5 年生は 13%から 17%に増加し、そのようなことが「なかった」子どもは 31%から 26%に減少している。中学 2 年生においても、同様に、「学校に行きたくないと思った」子どもの割合は多くなっている。



### 【考察】

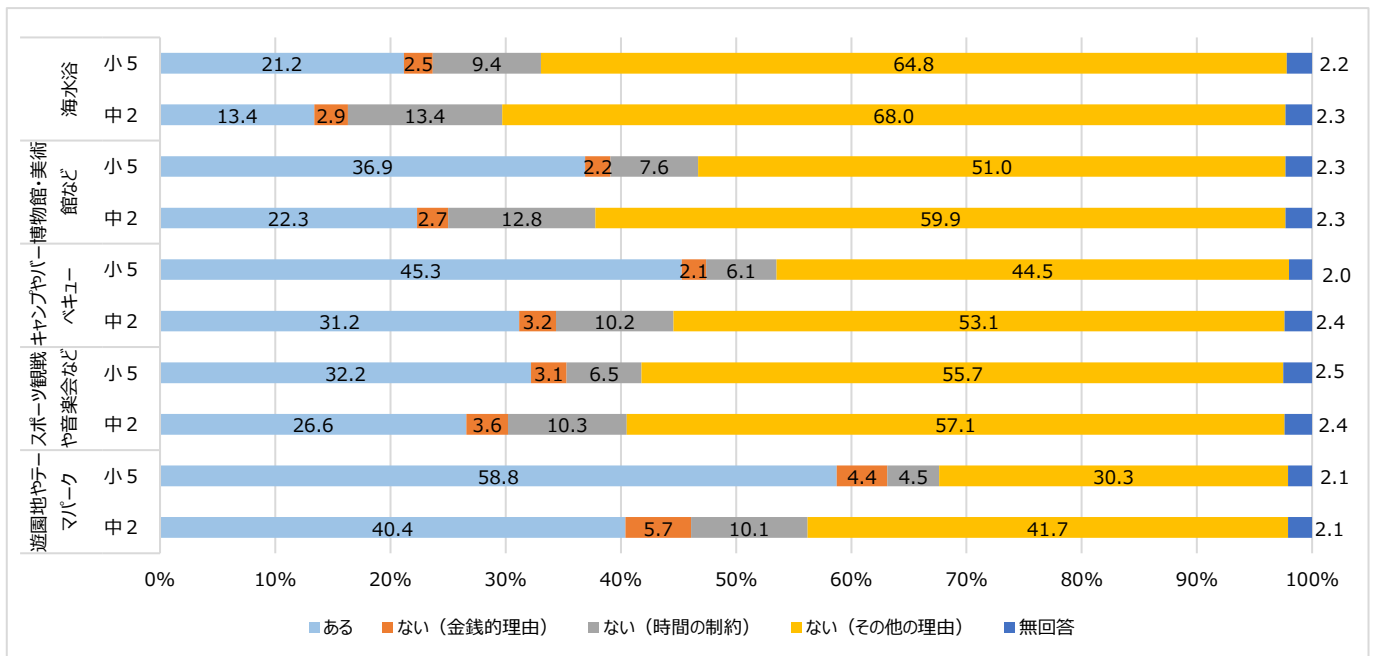
学力に対する自己評価が低い子ども、「学校に行きたくないと思った」子どもの増加が、即、子どもの学力低下や不登校の増加に繋がるわけではない。本調査においては、子どもの学力や不登校そのものを測定しているわけではないため、これらを確認するには、他の調査や出席状況などのデータを参照する必要がある。しかしながら、本調査に見られるデータは、学力格差や不登校問題のひとつの警告、もしくは事前兆候である可能性はある。この「警告」「事前兆候」を受け、学校現場においては、まず、学力が遅れ気味の子どもや休みが多い子どもの傾向に変化がないか、特に、レーダーを張っておく必要がある。特に、経済状況が厳しい子どもについては、IT へのアクセス(IT 機器の有無だけでなく、自宅における Wifi 環境など)の問題がある可能性や、コロナ後における変化などにも配慮する必要がある。

残念なことに、学力格差や不登校について、決定的な解決策があるわけではない。しかしながら、教員の加配や、学校における「居場所」(保健室など)対応、適応指導教室への増員など既存の政策における拡充が必要となることを念頭においておく必要がある。また、後述する学校における行事などの体験経験の増加も、子どもを包摂する学校での取り組みとして重要と考えられる。

### (3)体験

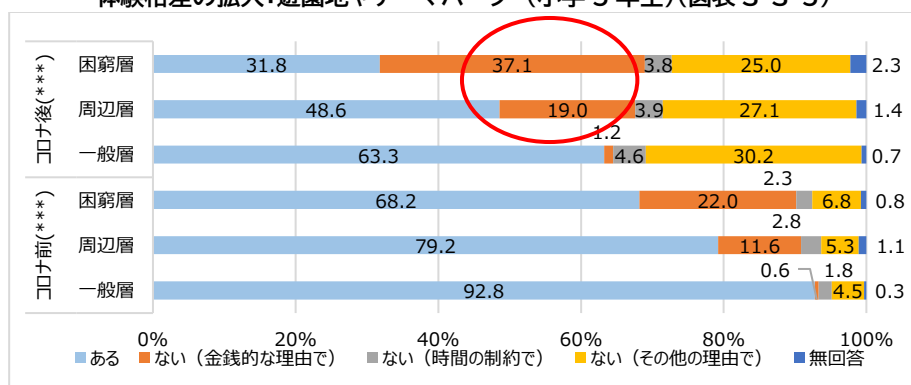
子どもの体験については、金銭的、時間の制約といった理由以外の「その他の理由」によってできないと答えた世帯が「海水浴」「博物館・美術館など」「スポーツ観戦や音楽会など」では過半数、「キャンプやバーベキュー」「遊園地やテーマパーク」でも3～4割となった。特に中学2年生においては、これらの体験を経験することができない子どもがコロナ前に比べ多くなっている。このような体験のない子どもの増加が、2020年の緊急事態宣言から2年たった調査時点においても見られることは、これがコロナ後にも継続する生活様式の恒常的な変容となる可能性もあり懸念される。これが一時的なものであったとしても、この年齢層の子どもたちにとっては体験が剥奪されていることは確かであり、いくらかの対策が必要である。

体験の有無とない理由(小学5年生・中学2年生):現在 (図表3-3-1,3-3-2から改変)



特に対策の対象とすべきなのは、1)中学生年齢、および2)生活困難層(困窮層、周辺層の順)である。困窮層や周辺層は、通常においても一般層よりも体験がない子どもの割合が多いが、今回の調査においてはこの格差がさらに拡大していると考えられる。コロナ禍によって金銭的な影響も生活困難層に偏っていることもあり、「その他の理由」の増加と共に、「金銭的な理由」による経験不足も生活困難層にて多くなっている。

体験格差の拡大:遊園地やテーマパーク (小学5年生)(図表 3-3-5)



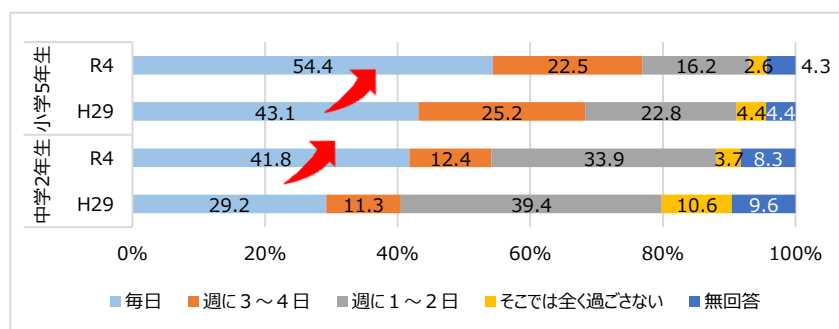
【考察】

体験格差への対応として、学校や地域におけるさまざまな体験活動の推進が考えられる。学校における課外授業(音楽鑑賞、博物館・美術館などへの訪問、スポーツ観戦など)や、地域に根差した団体(自治会、社会福祉協議会など)による活動(BBQ や昆虫観察、祭りなど)を、いつにも増して活発とすることによって、体験の欠如を縮小することができる。また、生活困難層においては、金銭的な障害を取り除いても、親が付き添ったり、情報を得るなどできない制約があり、これらの活動は子どもが直接参加できるものが望ましい。特に、東京区部などに比べ、比較的に面積が大きい八王子市においては、子どもが一人で参加できる「場」は限られている。そのため、学校や町内会など地域に密着した活動が望ましい。

(4)居場所

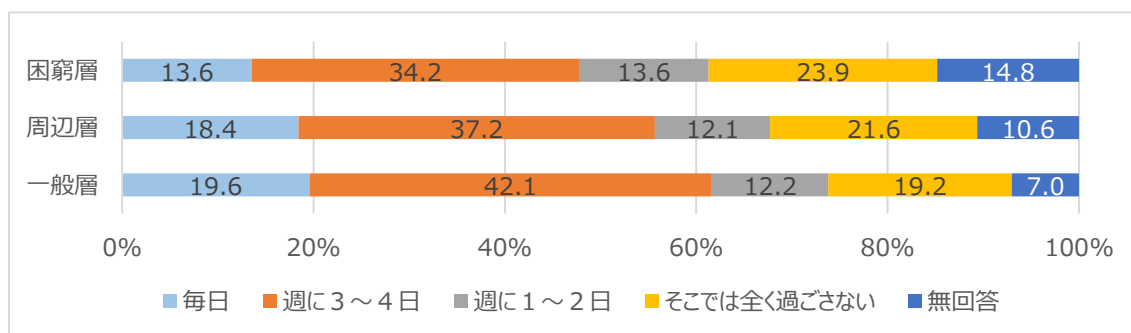
今回の調査において顕著であった項目の1つが、子どもの「うち籠り」傾向である。例えば、平日の放課後に自宅で過ごす子どもが多くなっており、小学5年生では半数以上が毎日放課後を自宅で過ごしている。前回から比べても増加の傾向があり、これはどの階層にも見られる。また、小学5年生よりも中学2年生のほうがその伸び率は大きい(図略)。

平日の放課後に自宅で過ごす頻度(小学5年生、中学2年生)  
(図表 5-1-1~5-1-4 を改変)

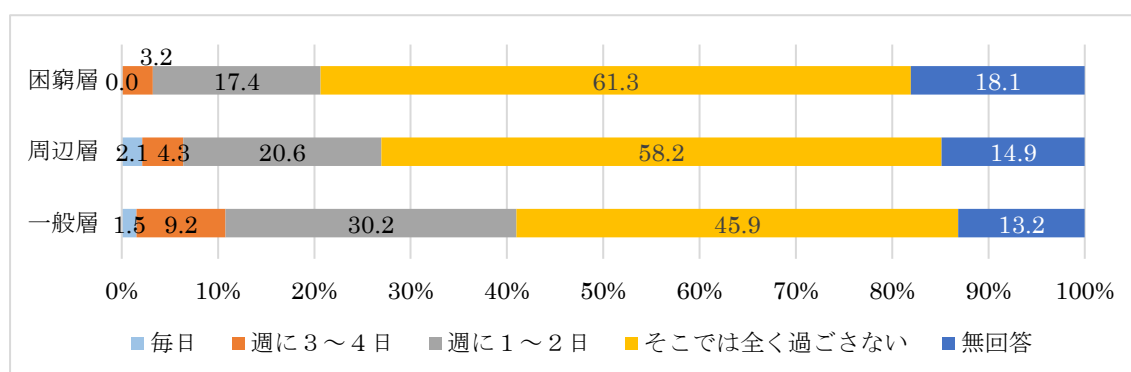


逆に顕著に減っているのは、小学5年生では「友だちの家」、中学2年生では「学校」であり、その他の項目も減っている項目が散見された。「公園」や「図書館」といった公共の場についても若干の減少が見られる(図表 5-1-1、5-1-2、5-1-3、5-1-4)。政策的な観点からは、特に中学2年生における「学校」で過ごす割合の変化に注目したい。図表 5-1-13 に示すように、本調査においては、生活困難度が高いほど学校で「毎日」「週に3～4日」過ごす割合が少なくなっている。このような学校で過ごす割合の生活困難度別の差は前回調査では見られておらず、新しくできた格差と言うこともできる。そもそも生活困難層は「塾や習い事」(図表 5-1-12)で過ごす割合も一般層よりも少ない。本調査の対象者は公立中学校の生徒に限られていることを考えると、学校はその他の「居場所」の欠如を補完するように機能するべきである。

平日の放課後に F 学校(クラブ活動、放課後校庭開放、放課後子ども教室など)で過ごす頻度(中学2年生):  
生活困難度別(\*\*\*)(図表 5-1-13)



平日の放課後に C 塾や習い事で過ごす頻度(中学2年生):  
生活困難度別(\*\*\*)(図表 5-1-12)



### 【考察】

本調査からは、なぜ、困窮層・周辺層の子どもの方が一般層に比べて学校にいる頻度が少ないのか、その理由はわからない。しかしながら、クラブ活動への参加が家庭の経済状況によって左右されることは多くの自治体の子どもの生活実態調査によって明らかになっており、その背景には費用的制約、時間的制約(家での家事やケア責任)などがあると言われている。家での家事やケア責任については、次節にて述べる。ここでは、費用的制約の緩和はもちろんのこと、学校におけるより緩やかな活動なども検討の余地がある。

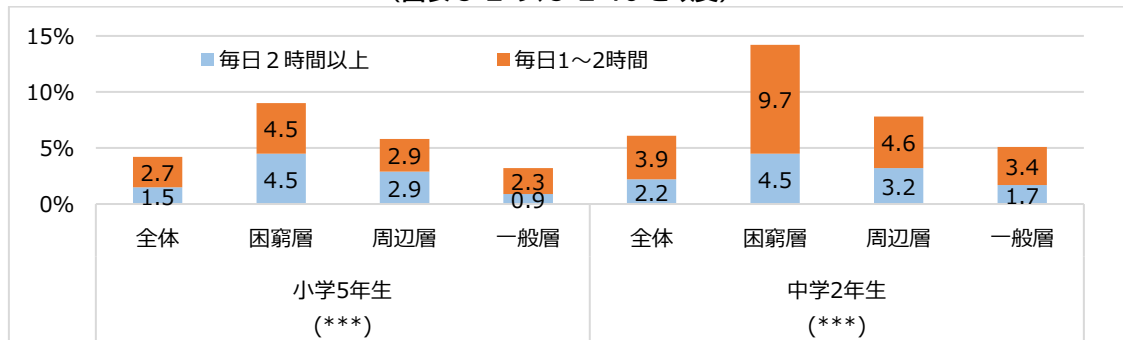


### (5)家事と家族の世話や介護の負担

家事(洗濯、掃除、料理、片付けなど)を毎日2時間以上する小学5年生は1.5%、中学2年生は2.2%であった。小学5年生・中学2年生ともに困窮層では、4.5%が2時間以上家事を負担している。子どもが、家事の手伝いをする事は、一概に悪いとは言えないものの、それにかかる時間が長く、子ども自身の生活(遊びも含め)が脅かされることは問題である。学術的には、一日2時間以上のこういった家事・ケア負担は、子どもの学力や心身状況に影響があると考えられている。

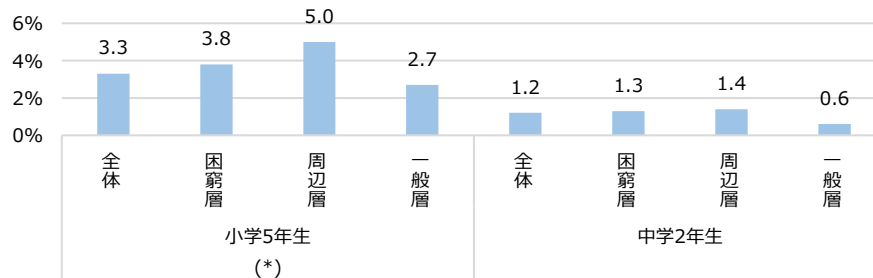
これら子どもの家事・ケア負担は、生活困難度が高い世帯ほど高い傾向がある(図表 5-2-9、5-2-10)。困窮層では、小5、中2ともに4.5%が「毎日2時間以上」家事をしており、これは22人に1人にあたる。「毎日1～2時間」を含めると、特に中学生の困窮層は顕著に高い割合となっている。

家事(洗濯、掃除、料理、片付けなど)をする頻度(小学5年生、中学2年生):生活困難度別  
(図表 5-2-9、5-2-10 を改変)



家族のケアについては、1日に2時間以上、「自分が世話や介護をしなければいけない家族がいる」と答えた子どもの割合を見ると、小学5年生は3.3%、中学2年生は1.2%であった。生活困難度別の差は僅かであり中学2年生では統計的にも有意でないが、周辺層、困窮層は一般層より高い割合となっている。しかし、本データの解釈には注意が必要である。小学5年生の方が、中学2年生よりも高い割合となっており、弟妹と遊ぶ時間なども「世話をしている時間」としてカウントされている可能性がある。

1日2時間以上自分が世話や介護をしなければいけない家族がいる割合(小学5年生、中学2年生):生活困難度別(図表 5-2-21、5-2-22 を改変)



「家族の世話や介護によって減ったことや、できなくなったこと」として最も多く挙げられているのが「ゲーム機で遊ぶ」である(図表 5-2-25、5-2-26)ことは、一見すると、子どもがこれらケア負担を担うことを問題視しなくてもよいという風潮を促すかもしれない。しかしながら、子どもの権利条約においては、子どもには「遊ぶ権利」があると謳われており、子どもが子ども期を過ごすことができない状態は問題と考えるべきである。また、近年の子どもの遊びの中でゲーム機は中心的な存在であることもあり、小中学生の段階において、ケア負担や家事を過剰に担っていることは好ましいとは言えない。

#### 【考察】

家庭にて家事やケア負担を担う子ども(ここでは総称として「ヤングケアラー」)の研究によると、子どもがヤングケアラーとなる確率が高いのは母親が病気または障害などによりケアが必要となる時である。その場合、ふたり親世帯の場合、父親は就労し続けるため経済的に困窮することは少ないため、支援制度の対象となっていない確率も高い。これを考慮すると、ヤングケアラーへの支援はまず対象者を把握することが重要であると考えられる。

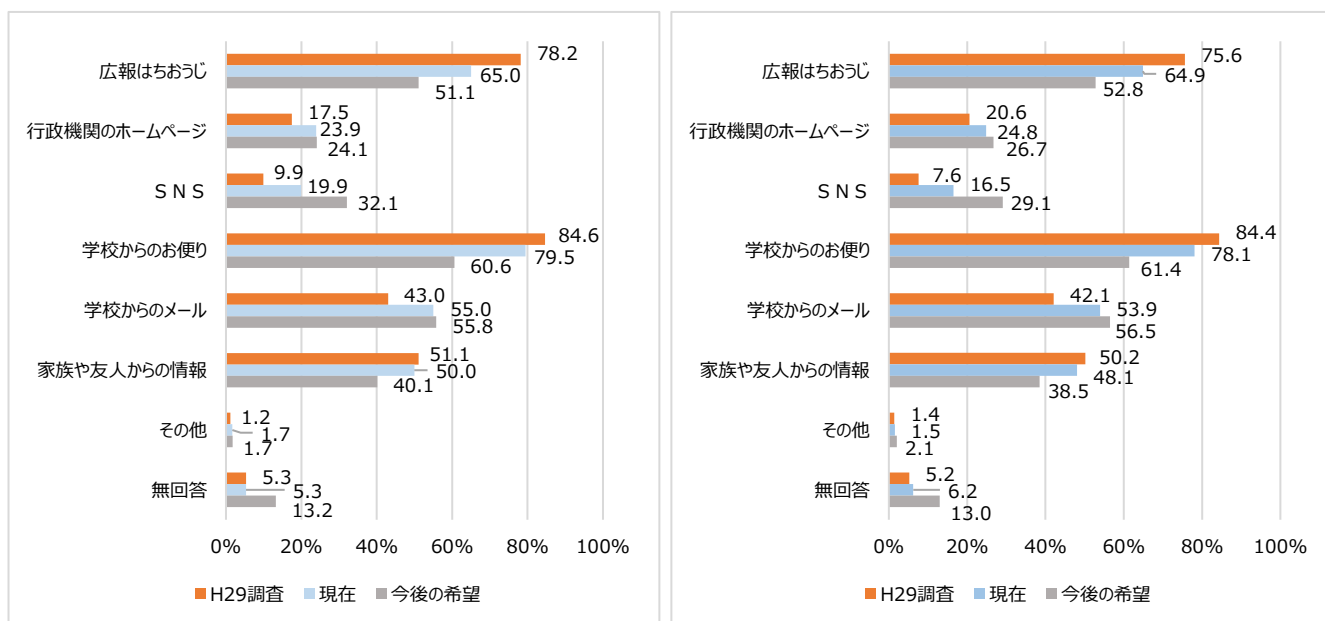
### (6)情報の受け取り方

#### ア 子どもに関する情報

保護者が子どもに関する施策等の情報をどのように受け取っており、また、今後受け取りたいのかを見ると、前回調査に比べ、本調査では「広報はちおうじ」や「学校からのお便り」は依然として最も多い回答となっているものの、前回調査よりも減少傾向にあり、今後の受け取り方としても、これらを希望する割合は現在よりも少なくなっている。代わりに、「行政機関のホームページ」「SNS」「学校からのメール」といった IT を用いた受け取り方への希望は増加傾向にある。特に、今後の情報の受け取り方では、「学校からのメール」が「学校からのお便り」に近い割合となっている。

また、前回の調査と同様に、本調査においても、生活困難度が高いほどすべての情報の受け取り方において、受け取っている割合が低いことが確認された(図表 7-1-5、7-1-6)。

保護者の子どもに関する施策等の情報の受け取り方(図表 7-1-1、7-1-2、7-1-3、7-1-4 を改変)  
 小学 5 年生  
 中学 2 年生



【考察】

生活困難層(困窮層、周辺層)への周知徹底を考えると、依然として困窮層・周辺層においても最も高い情報経路であり、かつ、今後受け取りたい情報経路としても最も高い支持がある「学校からのお便り」は、外すことはできないであろう。一方で、それを補完する経路として、困窮層・周辺層にて比較的に高い支持がある「SNS」および「学校からのメール」を併用していくことを検討すべきである。SNS の利点は、HP やメール(の一部)は利用者が閲覧する動作をする必要があるのに対し、スマートフォンへのプッシュ型の情報提供ができることである。また、紙媒体のものは児童・生徒を介して配布されるため、紛失の可能性もあり、保護者が定期的に子どもにチェックするなどの保護者側のアクションが必要である。比較的に支持が少ない「行政機関のホームページ」は、生活困難層においてはパソコンの保持率が一般層よりも少ないこともあり、スマートフォンで閲覧できる仕様、LINE などの SNS と連携する仕様を考えるべきであろう。

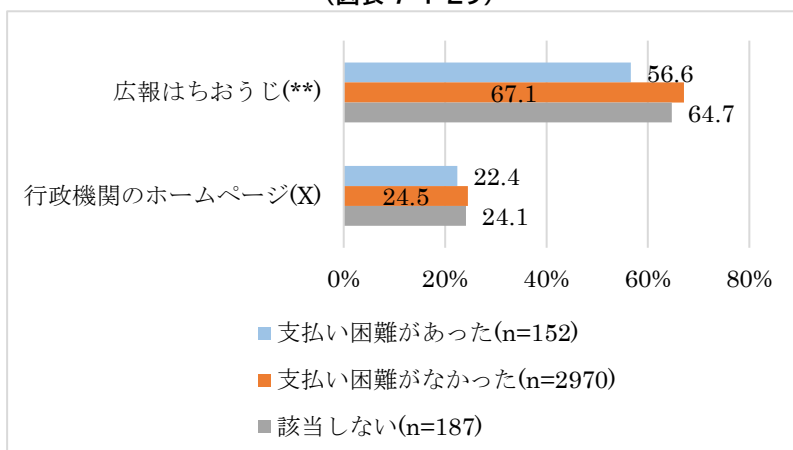
また、情報と一口に言っても、学校の行事など(保護者会や運動会、子どもの持ち物など)保護者に必ず伝えなくてはならない情報と、付加価値はあるが必ずしも必要でない情報(保健だよりや地域のイベントのお知らせ等)、緊急性のある連絡(学級閉鎖など)と緊急性がない情報(イベント情報など)がありこれらを層化し、異なる情報提供の方法を用いることも考えられる。

イ 支払い困難のある世帯

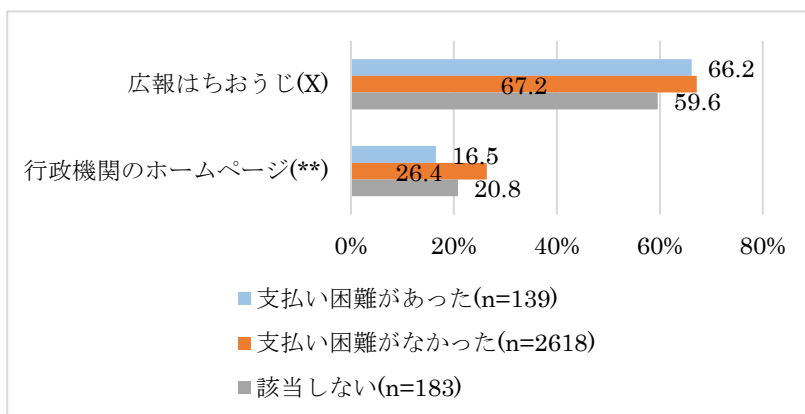
税金、国民健康保険税、国民年金の支払いが困難である世帯において、子どもに関する施策等の現在の情報経路を聞いたところ、小学 5 年生では統計的には有意ではなかったが、小中ともに「行政機関のホームページ」を利用する割合が低いことがわかる。「行政

機関のホームページ」を利用しているのは、小学生の保護者でこれら滞納があった世帯においても22.4%、中学生の保護者では16.5%にすぎない。ここでは設問が「子どもに関する施策等」に関する情報と限定しているが、その他の情報入手も同様の傾向があるとすると、これらの世帯では、国民健康保険税や国民年金保険料の支払いが困難な状況にあっても免除制度などの情報が掲載されている行政の広報媒体へアクセスしていないと推測される。これらの制度については、学校からのお便りやメールにも掲載されていないことが多く、また、家族や友人にも聞きにくい事柄であるため、制度が知られていない可能性は極めて高い。

子どもに関する施策等の現在の情報経路(小学5年生):  
税金、国民健康保険税、国民年金支払い困難別  
(図表 7-1-29)



子どもに関する施策等の現在の情報経路(中学2年生):  
税金、国民健康保険税、国民年金支払い困難別  
(図表 7-1-30)



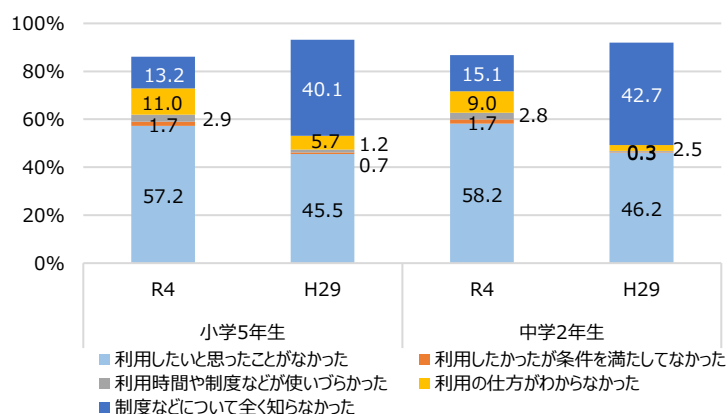
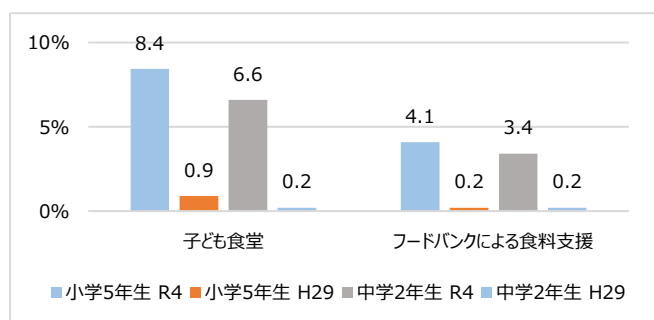
## 【考察】

子どもに関する政策に関しては、学校を通じた情報提供のルートが確立されているが、その他の行政情報については一般市民に対しての情報提供のルートは確立されていないのが現状である。ホームページは「プッシュ型」ではないので、市民が自ら検索するという行為をしなくてはならず、また広報誌については各家庭に配布されてはいるものの、情報が雑然かつ多岐にわたっており、それを読む「習慣」を殆どの市民はもっていないと考えられる。そのために、より「プッシュ型」の情報提供を、リスク発生確率が高い層や、実際にその情報が必要と考えられる対象者に、情報を届ける手段を検討すべきである。例えば、文京区が行っている児童扶養手当受給者をメインのターゲットとした「子ども宅食」事業においては、食材を定期的に届けるだけでなく、LINE を通じて、その他の生活情報を登録者に届けている。また、国民健康保険や国民年金の保険料(税)の滞納者には、免除制度などの説明について簡単にアクセスできる二次元コードを配布するなど考えられる。

## (7)子ども食堂とフードバンクの利用

前回の調査に比べ、子ども食堂とフードバンクによる食料支援の認知と利用が大きく伸びた。その結果、制度を知らないことによる未利用は減ったものの、「利用したいと思わなかった」という割合も増えた。しかしながら、実際に子ども食堂、フードバンクによる食料支援利用したことがある割合は、1%未満から 8.4%、6.6%(子ども食堂)、4.1%、3.4%(フードバンク)と増加した。

子ども食堂・フードバンクによる食料支援を利用したことがある割合 子ども食堂を利用しなかった理由  
(図表 7-2-27、7-2-28 を改変)



## 【考察】

子ども食堂の利用が、H29 から R4 にかけて、小学 5 年生では 0.9%から 8.4%、中学 2 年生では 0.2%から 6.6%、フードバンクによる食料支援については、同様に、0.2%から 4.1%、0.2%から 3.4%の伸びとなっている。特に、子ども食堂については、小学 5 年生の 12 名に1人、中学 2 年生の 15 名に1人が利用経験があり、子どものある世帯に対する支援策として定着したと言えよう。一方で、どのような子どもが子ども食堂やフードバンクの利用に繋がっているのかは、まだ不明な部分が多い。本報告書の分析では、子ども食堂の利用は生活困難度別には差が見られず、世帯タイプ別ではひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも利用率が高いことがわかっている(図表 7-2-29~7-2-32)。これは他の自治体における結果とも整合性がある。すなわち、子ども食堂は必ずしも「貧困の子ども」にターゲットングされているとは言えない。これ自体は地域のボランティア活動の側面が大きい子ども食堂としては危惧することではないが、貧困家庭の子どもの食支援の切り札として子ども食堂を位置づけることは筋違いであることを示していよう。貧困家庭の子どもの食支援としては、フードバンクによる食料支援の方が圧倒的に困窮層のターゲットングに成功している。割合にしても、小学5年生の困窮層の 16.7%、中学 2 年生の困窮層の 19.6%がフードバンクによる食料支援を利用したことがあり、貧困に対する制度としては多くの割合が利用している。

子ども食堂を「貧困対策」と位置付けると、差別や偏見が発生し生活困難層が利用しづらくなり、また、そもそも市民が主体的に行う活動においては個人情報保護の観点から生活困難層をターゲットングすることが難しい。そのため、子ども食堂については地域住民の共助の取り組みとして、貧困層や子どもに限らず広く門戸が開かれた活動として広がることが望ましい。一方で、給食の拡充(給食メニューの見直し、長期休暇中の提供など)、給食費用の軽減、フードバンクなどの直接支援など、他の食の支援策の拡充を貧困対策としてより一層推し進めるべきである。